

沿岸広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成31年1月4日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 久慈岩泉線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町安家字半城子120番4地先内
- 3 供用開始の期日 平成31年1月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成31年1月4日から同年2月4日まで